

3 災害対応

(1) 地震

I 「東海地震に関連する情報」の概要

1 「東海地震に関連する情報」について

(1) 「東海地震に関連する情報」は、

「観測情報」東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。

「注意情報」東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。

「予知情報」東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。

の3つのレベルに分けられる。

(2) 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。

(3) 「強化地域」の指定は東海地方を中心に8都県263市町村が指定され、

東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、強化地域に準じて対策を講じることとしている。

2 基本的対応について（概要）

	区の対応	学校の動員体制	学校における児童生徒等に対する措置
観測情報	平常体制		
注意情報	区警戒本部 の設置	経営責任職・運営責任 職（校長・副校長）	1 在校時は、原則として授業を打ち切り、 教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、 注意情報 発表時又は児童・生徒の障がい に応じて、学校において直接保護者に引き渡 す。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	区災害対策 本部の設置	全員配備 勤務時間外において 警戒宣言の報道に接 したときは、動員命令 を待つことなく自発 的に参集する。	2 学校、地域、児童・生徒の実態に応じて、 学校 において直接保護者に引き渡す。 3 留守家庭等の児童・生徒については、学 校 で保護する。（※事前に確認が必要） 4 遠隔地からの通学者については、 学校 で保護する。 5 通学中、在宅中に注意情報（又は警戒宣 言）が発せられた場合は、休校とする。 なお、登下校時にあつては、帰宅する等 の措置を講じる。

Ⅱ「東海地震注意情報」発令時の対応

1 配備及び動員体制

(1) 区の対応

- ① 注意情報が発令された場合には、区に警戒本部が設置され、原則として「警戒配備」が発令される。
- ② 動員対象となる職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及び各局区長が定めたその他の職員とし、各所属に参集することと定められている。

(2) 区立学校における職員の配置と動員

- ① 区立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。
- ② 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化することができる。

2 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

(1) 「東海地震注意情報」等の伝達

- ① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童・生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。
ただし、児童・生徒の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 学校、地域、児童・生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
- ③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。
- ④ 区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
- ⑤ 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。
なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。

(3) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。

【報告事項】

- ・ 学校に保護している児童・生徒の状況（人数）
- ・ その他

(4) 学校においてとるべきその他の措置（本区施設共通）

「区防災計画」では、注意報発令時に本区施設がとるべき措置を示しており（下記表のとおり）、学校においても、同様の対応を行う必要がある。

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

(5) 震災時避難場所の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令の備え、必要に応じて震災時避難場所へ連絡要員を派遣するとともに備蓄資機材等の点検・確認を行う。

この際、校長は、児童・生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力する。

Ⅲ「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令時の対応

1 「警戒宣言」発令時の本区の対応

(1) 区災害対策本部の設置

- ① 区長は、警戒宣言が発令されたときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、板橋区災害対策本部を設置する。また、区本部長は、「全員配備」を発令する。
- ② 区長は、警戒宣言が発令されたときは、区役所内に区本部を設置する。

2 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置

- (1) 警戒宣言が発令されたとき、学校教職員は全員配備となり、勤務場所以外にいるときは、動員命令を待つことなく自動的に所属校へ参集しなければならない。
- (2) 学校長は、警戒宣言発令に伴って、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。
(その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。)

3 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置

(1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達

- ① 来校者、児童・生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童・生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。

なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。

※留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。(事前確認が必要)

③ 校外活動時

- (ア) 宿泊を伴う校外活動時(修学旅行等、榛名・日光移動教室等)の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。学校は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
- (イ) 宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会科見学等)の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後の児童・生徒等の措置は在校時と同様にする。
ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。

学校は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

4 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、教育委員会指導室へ報告する。

教育委員会指導室から指示がなくても、報告する。

5 学校においてとるべきその他の措置

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、危機管理マニュアルに定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の点検 又は使用停止措置	次の設備は使用停止とする。 1 エレベーター、エスカレーター設備 2 冷・暖房設備 3 その他必要以外の電気・機械設備
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水層への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

巨大地震（震度５弱以上）が発生した場合の対応

１ 巨大地震が発生した場合の初期対応

学校災害対策本部の設置

震度５弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「東海地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- （１）校長（不在の場合はこれに代わる者）は、児童・生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、三園一丁目朝会会長を避難所長とし、全教職員の役割分担を決める（組織図は、防災計画参照）。本部を設置の際は、教育委員会に報告する。
- （２）班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- （３）班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- （４）住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して避難所開設の準備をしておく（避難所計画は防災計画参照）。
- （５）教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが発災後３日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- （６）日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

☆ 学校防災連絡会においても、校長は委員を兼ねている。また、学校防災連絡会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。

2 大規模な地震発生時の対応行動【対応マニュアル】（教職員・児童）

◎危険から身を守るための基本的な行動様式

緊急地震速報	「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」場所に身を寄せる。
落下物・倒壊物から身を守る。	激しい揺れは数分程度であり、落ち着いて揺れがおさまるまで待つ。
周囲の様子を的確に把握する。	激しい揺れがおさまったら慌てず、騒がずその場が危険でないかを判断する。
安否確認の場所に集合する。	揺れがおさまったあとは、安全を確認しながら指示のあった場所に集合し、安否確認をする。

（１）授業中

教職員

安全確保	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など ○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。
	児童 ○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。） ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。〈大きな揺れが収まったら〉 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員

避難誘導	○児童・生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所（教室・第二次避難場所：校庭）に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童・生徒の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○児童の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
	➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」 ○校内にいる人員を把握し、負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに第三次避難場所（成増第一公園）に移動する。

避難

児童

- 防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員

災害対策本部

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

教職員

火元確認・設備点

- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいのので、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急救護

教職員、児童

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団、**地域防災拠点運営委員会**の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集

教職員

- 区災害対策本部、**地域防災拠点運営委員会**と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

状況に応じた児童の下校・引渡し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて児童の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員引率する

児童

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

(2) 休み時間・放課後・登下校時

教職員

○校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す
○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童**〈学校内にいるとき〉**

- 窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）
- 校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

〈通学路上〉

- 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。
- 登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。
- バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。
- 地震発生時に危険な場所には近づかない。



- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

- 家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

〈学校内にいるとき〉

教職員

避

○避難誘導・安否確認班は、児童の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所(教室・**第二次避難場所：校庭**)に誘導する。

難

その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。

誘

○落下物に注意し、ランドセル、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

○児童の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

○校内にいる人員を把握する。

導

○負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な**第三次避難場所（成増第一公園）**に移動する。

児童

○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。

○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。

○ガラスの破片でけがをしないように注意する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員

災害対策
本部設置

○役割分担に従って行動を開始する。

○在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。

○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

教職員

火元確認
・設備点検

○出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。

○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。

○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

教職員、児童

救出活動 ・ 応急救護	○救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。 ○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。
情報収集 ・伝達	教職員 ○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。 ○特に、児童の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。
状況に応じた児童の下校・引渡し	教職員 ○保護者と連絡を取り、状況に応じて児童の引渡しを開始する。 ○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。 児童 ○帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。

(3) 校外学習・遠足・移動教室等の時

安 全 確 保 ・ 避 難 誘 導	教職員
	○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
	○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
	○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。
	○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
	○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童の状況を確認する。
	○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
	○負傷者の有無を確認する。
	○児童の不安の緩和に努める。
	○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
	児童
	○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
	○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。	

救出活動 ・ 応急救護	教職員、児童
	○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。 ○建物の倒壊等により児童・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

災害対策 本部設置 情報収集 ・伝達	教職員
	○現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
	○状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
	○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
	○状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。 ○保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

(4) 夜間・休日時

教職員

- 無理のないように参集し、学校災害対策本部の設置に協力する。
- できる限り、児童の安否を把握する。

児童

- 各家庭で対応する。

(5) 地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	○ 合言葉『落ちてこない』『倒れてこない』『物が移動してこない』のもと、安全な場所に身を寄せる。 ・机等の下にすぐに頭から隠れる。→椅子の足をしっかり持つ。 ○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。 ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。 【指示例】 ・「大丈夫、あわてるな」 ・「静かにして、落ち着け」 ・「外に出るな」 ・「机の下にもぐれ」 ・「防災頭巾をかぶれ」 ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げて、じっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ 児童が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する

授業中【体育館・校庭・プール等にいる時】	
発 生 時 の 第 一 行 動	○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ、その場で頭を守る行動をとる。その後、中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避 難 行 動	○ 騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教 職 員 の 指 示 と 行 動	○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時

教職員の指示と行動

- 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
- 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
- あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
- 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後の部活動の時

教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の児童の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。
揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。
揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んで狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

(6) 児童の引き渡し

児童の保護者への引き渡し

- ① 震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、児童個人カードに緊急時の連絡先と引き取り人の明記をお願いする。
- ② 非常時において児童の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるような連絡手段を整える。

帰宅困難な児童の保護体制

①小・中学校における対応

ア 児童が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き合い、児童に安心感を与える。

イ 状況が落ち着いた段階で、自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引き取り者が来るまで、学校で預かる。電話が回復すれば、勤務先、緊急連絡先に電話する。

②非常用食料等の自主的備蓄の必要性

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もあり得る。そのような場合には、学校で一時、多くの児童を保護しなければならないことも想定される。そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要となる。